

〈愛知まちなみ建築賞に関する補足事項〉

○ 愛知まちなみ建築賞の選考対象について

愛知県内で建築又は改修等（周辺空間の築造を含む）された建築物又はまちなみで応募のあったものの内、次に掲げるものは選考対象としない。

- i. 過去において本賞の表彰を受けたもの。ただし、受賞後において建築物又はまちなみを建築又は改修等（周辺空間の築造を含む）したものを除く。
- ii. 建築主、築造主、設計者又は施工者のいずれかが表彰にふさわしくない行為をしたもの。
- iii. 建築主、築造主、設計者又は施工者のいずれかが、暴力団や暴力団員等が役員等にいる法人等に該当するとき。
- iv. 建築基準法の建築確認・完了検査等の手続きが必要であるにも関わらず、なされていないもの。
- v. 人街条例の特定施設に該当する場合で、整備基準に適合していないもの。

○ 人街条例の特定施設に該当する場合で適合証の交付が出来ないものについて

Q1：どのような建築物が人街条例の特定施設に該当するのか。

A1：人街条例では不特定かつ多数の者が使用する施設が特定施設になります。以下のWEB ページを参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000025385.html>

Q2：応募の建築物は人街条例に適合しているが、同一敷地内に人街条例に適合していない既存建築物が存在しているため、適合証が交付出来ない場合の取扱いは。

A2：対象となる応募の建築物が人街条例に適合していれば応募してください（人街条例の整備計画の届出が必要な建築物は必ず届出書を提出しておく必要があります。）。二次審査に進んだ建築物の内、適合証の交付請求が出来ないものについては、事務局により任意の現場確認をさせていただきます。

Q3：人街条例についての注意事項は。

A3：特定施設を新築などする際は建築基準法に基づく手続きが不要な場合（200 ㎡以下の特殊建築物への用途変更など）であっても整備基準への適合義務が生じます。また、建物の一部を特定施設へ用途変更する場合、小規模（100 ㎡以下）であっても整備基準への適合義務が生じます。ご注意ください。

○ 「応募用紙」の記入について

Q1：建築確認申請を伴わない「改修」の場合は、どう記入すれば良いか。

A1：建築確認の検査機関（名称）欄は、斜線引き。検査済証番号も斜線引き。年月日欄に「〇〇〇〇年△△月改修」と記載してください。

Q2：「用途変更」の場合は、どう記入すれば良いか。

A2：「用途変更」の場合は検査済証の発行が無いため、建築確認の検査機関（名称）⇒「用途変更」として建築確認を受けた検査機関（名称）、検査済証番号⇒建築確認番号として、記載してください。